

条例見直し作業について（見直しの手順 要綱第7条関係）

1 条例の制定の趣旨の確認（条例の解説より）

里地里山は、農地や山林、集落が一体となった地域であり、農林業の生産活動や薪炭資源の場、人々の日常生活の場として、人の手が入ることによって長い時間をかけて形成されたものであり、その結果として、里地里山は、農林業の生産の場のみならず、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能の恵沢は多くの県民が享受しているものである。

近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山は適切な管理がされにくくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつある。その一方で、地域住民や市民団体等が里地里山へ関心を寄せ、その保全、再生及び活用のための様々な取組を行うなどの活動が広がりを見せている。

こうしたことを踏まえ、里地里山が有する多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、里地里山への県民の関心と理解を深めるとともに、土地所有者や地域住民を主体とし、農林業の営みを尊重しつつ、多様な主体が連携し、及び協働する取組の推進に向け、本条例を制定したものである。

2 直近5年間における条例の施行の状況の把握

（別紙1参照）

3 条例に関連する社会状況の推移の把握

（別紙2参照）

4 1～3の内容に基づき、「見直しの視点」による条文点検、検討

（別紙3参照）

5 4の結果に基づき、条例の改正又は廃止の要否を判断

（別紙4参照）（協議会での検討・意見を参考に判断）

条例の施行状況について

目的	第1条	—
定義	第2条	—
基本理念	第3条	
	第1項	条例第9条第1項の認定の審査基準、条例第9条第2項第1号に定めて運用している。
	第2項	様々な活動において、県・市町村・企業・県民等が連携、協力、参加している。 時限事業で令和8年度まで。令和9年度以降見直しの可能性あり。
	第3項	条例第9条第1項の認定の審査基準を定め、運用している。農林業の営みを尊重している。耕作放棄地対策となっている活動も多いが、鳥獣被害対策も兼ねて植栽を行い、地域内外に開放してイベントを行うなど、将来にわたって里地里山の多面的機能を県民が享受できるよう継続して活動が行われている。
県の責務	第4条	
	第1項	条例第7条の「指針」を策定し、これに基づき施策を実施している。
	第2項	条例第7条の「指針」により、県民が里地里山の保全等の活動に参加するために、ホームページFacebook、体験イベント等による周知を図っている。
	第3項	地域選定及び協定認定のある市町村とは、活動団体への支援等について、連携をしている。 それ以外の市町村に対しては、担当者会議やアンケート調査の実施により、条例やその仕組みについての周知に努めた。
土地所有者等の責務	第5条	活動団体の活動地として協定締結に協力をしている。
県民の責務	第6条	
	第1号	活動団体の行う保全の活動やイベントなどへの参加がされている。
	第2号	活動団体の行う保全の活動やイベントなどへの参加がされている。
	第3号	個人や企業等から、県が実施するイベント等への参加や協力が得られている。
指針の策定	第7条	
	第1項	平成21年3月に指針を策定。
	第2項	掲げられた事項について定めた。
	第3項	平成31年3月に改定。今回の条例見直しに合わせ、指針の検証・見直し作業に着手する。
	第4項	現指針については公表済み。
里地里山保全等地域の選定等	第8条	
	第1項	これまでに22地域を選定。
	第2項	事例なし。
	第3項	これまで選定した22地域で実施済み。
	第4項	地域の変更（拡大）で事例あり。

条例の施行状況について

里地里山活動協定の認定	第9条	
	第1項	これまでに28協定を認定。
	第2項	土地所有者等又は地域住民が主たる構成員とならない団体からの問い合わせもあるようだが、認定は要件に該当する団体のみである。
	第3項	28協定の申請あり。
	第4項	各号を確認し、認定している。
	第5項	市町村へ意見照会している。
	第6項	通知している。
認定里地里山活動協定の変更	第10条	活動区域の拡大等の変更認定の申請実績有り。
認定里地里山活動協定の廃止	第11条	活動団体会員の高齢化等により、2団体が協定を廃止している。また、個別の協定では、土地所有者の死亡による廃止などがあった。
認定里地里山活動協定の認定の取消し	第12条	これまでに事例なし。
認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援	第13条	活動支援のための補助制度を整備。時限事業で令和6年度まで。令和7年度以降見直しの可能性あり。
報告又は資料の提出	第14条	必要に応じて実施。
委任	第15条	条例施行規則にて、活動団体の要件、活動協定認定申請書の様式、変更認定の申請の様式、協定廃止の届出等について規定。その他、第9条第1項の認定の審査基準、処分基準を定めている。

条例に関連する社会状況の推移の把握

番号	年月日	項目・内容
1	平成27年3月31日	食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。
2	平成27年4月1日	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行。 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等の措置を講じる。
3	平成27年4月	都市農業振興基本法の制定。 都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。
4	平成27年7月	かながわランドデザイン(神奈川県総合計画)策定 里地里山保全の取組も、「第2期実施計画プロジェクト編」プロジェクト21「自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」の「里地里山の保全・活用」として位置付けがあり、その数値目標として里地里山の保全活動に取り組んだ人数を掲げている。
5	平成27年9月	国連サミットで全会一致でSDGsが採択 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定される。
6	平成27年12月	生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）の選定（環境省） 重要里地里山500。神奈川県は28地域が選定。全国で一番多い。（2番は、長野の26地域。）
7	平成28年3月	神奈川県環境基本計画策定 自然豊かで県民が暮らしやすい地域環境をめざすため、里地里山の保全活動をはじめ、生物多様性に配慮した自然を守る取組や、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組の推進を位置づけ。
8	平成28年3月10日	持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議において、我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（ESD国内実施計画）を策定。今後関係省庁は、GAPが定める5つの優先行動分野（①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティ）に沿って取り組んでいく。
9	平成28年5月	都市農業振興基本計画の閣議決定。 都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める都市農業振興基本計画が閣議決定された。

条例に関連する社会状況の推移の把握

番号	年月日	項目・内容
10	平成28年12月	COP13の開催(メキシコ) 愛知目標等の達成に向けた取組を強化するカンクン宣言が採択 2018年～2022年までの生物多様性条約の締約国会議開催国が決定。 (COP14 (2018年)エジプト、COP15 (2020年)中国、COP16 (2022年)トルコ)
11	平成29年12月22日	森林環境税等の創設 「平成30年度税制改正の大綱」の中で、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林吸収源対策に係る地方財源を確保し市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるためとする観点から、森林環境税等が創設が閣議決定された。
12	平成30年11月	COP14の開催(エジプト) 生物多様性戦略計画の着実な実施、新たな生物多様性の世界目標の策定及び実施の支援を謳ったシャルム・エル・シェイク宣言が採択
13	平成31年4月1日	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定 平成29年度に閣議決定された森林環境税等に関する法律が制定され、これを財源として利用した森林整備の制度(森林経営管理制度)が整備された。なお、森林環境税の課税は令和6年度からの予定。
13	令和元年7月	かながわグランドデザイン(神奈川県総合計画)第3期実施計画策定 里地里山保全の取組も、「主要施策・計画推進編」に「自然環境の保全・再生と活用」の「里地里山の保全・活用」として位置付けられている。
14	令和2年3月31日	新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)・産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立
15	令和2年4月1日	相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例施行 平成23年施行の相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例等を廃止・拡充したもの。
16	令和3年10月	COP15第1部の開催(中国)
17	令和4年12月	COP15第2部の開催(カナダ) 新たな生物多様性に関する世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)である昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する30by30の取組みになることが合意された。
18	令和5年3月	かながわ農業活性化指針改定 里地里山保全の取組も、「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」として指針の施策に位置付けられている。
19	令和5年	OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の正式認定開始

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」の見直しについて

	見直しの視点(神奈川県条例の見直しに関する要綱第6条、第7条(第4号))					見直し結果
	必要性	有効性	効率性	基本方針適合性	適法性	
第1条 (目的)	里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取り組みは、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。 継承に伴う、県民の健康で心豊かな生活の確保への寄与については、活動の実施により貢献できている。 全国的にも、里地里山の保全等が進められているという社会情勢からしても、取り組みをより一層促進するため本条例は必要である。	本条は、条例の制定目的を表現し、条例全体の解釈・運用の拠り所となるものであり、神奈川県の里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する施策の推進にあたり効果を発揮している。	本条は、条例の制定目的を表現し、条例全体の解釈・運用の拠り所となるもので、条例の目的の実現のために効率的に機能している。	「かながわグランドデザイン 第3期実施計画主要施策・計画推進編」の政策分野別の体系「21 自然 ～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、里地里山の保全等の促進について記載しており、また、次期グランドデザインにおいても、里地里山地域の保全等の必要性について、掲載の方向で調整している。 なお、本県農業の持続的な発展のため策定し、かながわグランドデザインを補完する「かながわ農業活性化指針」でも、施策の方向として、里地里山の保全活動への支援等を挙げている。 以上のことから、本条例は県の基本方針に沿ったものとなっている。	本条例では、土地所有者等や県民の責務を設けているが、努力規程となっており、憲法で保障される自由及び権利を侵すものではない。 また、里地里山保全等地域の選定にあたっては、新たな規制等がされるものではない。 里地里山活動協定では、条例及び関係法令に違反するものでないことが認定の要件となっており、憲法で保障された財産権の保障を制限するものではない。 また、関連する環境基本法及び生物多様性基本法の目的とも合致した内容となっている。 従って、適法である。	○ 条例制定から15年、活動団体の立ち上げとその支援を行い、活動団体の数も徐々に増えて来ているが、廃止の団体も出ている。(直近5年で、新規5団体、廃止2団体) しかしながら、活動団体の増減は条例の課題ではなく、 <u>現在の仕組みに今の条例は合致し適正に機能しているため、条例見直しの必要はない。</u>
第2条 (定義)	(一)	本条は、「里地里山」、「土地所有者等」及び「里地里山の多面的機能」について具体的に規定しており、条例の運用にあたり効果を発揮している。	この条例における基本的概念を規定しており、条例の解釈、運用にあたって効率的に機能している。			
第3条 (基本理念)	土地所有者及び地域住民が主体となるべきであり、必要な条文である。(1項) 地域住民等や行政、県民が協働することで保全等の活動が進展していくことから、各者との連携・協力は必要である。(2項) 保全等の実施方法の方向性として変更する要因はなく、今後にも必要な条文である。(3項)	里地里山保全等の取り組みを進めるにあたり必要な理念を定めたものであり、これに基づいた施策や実際の活動が進められており、効果を発揮している。	条例の基本理念を定める条文を置くことは、条例の解釈や様々な施策を実施する際に必要であり、効率的に機能している。			
第4条 (県の責務)	里地里山保全のための取り組みは、条例施行当時に比べれば進んだが、施策等を策定し、さらに里地里山に対する理解を進めるための取組や、市町村との連携を推進していく必要がある。	県の責務が具体化されており、これにより様々な施策が実施されており、効果を発揮している。	本条は、基本理念に基づく県の責務を明確に示しており、本条例の目的の実現のため、効率的に機能している。			
第5条 (土地所有者等の責務)	里地里山の保全等の活動を進めていくためには、土地所有者等の協力は必要不可欠であり、こうした責務を定めることは、今後とも必要である。	本条で土地所有者の責務が明確にされることで、施策等への協力が得やすいなど、施策の実施にあたり効果を発揮している。	本条は、基本理念に基づく土地所有者の責務を明確に示しており、本条例の目的の実現のため、効率的に機能している。			
第6条 (県民の責務)	里地里山の保全等の活動への県民の参加の状況は十分とは言えず、本条文により県民参加をより促進する必要がある。	本条で県民の責務(関わり方)が明確にされており、施策等への協力等を得るために、効果を発揮している。	本条は、基本理念に基づく県民の責務を明確に示しており、本条例の目的の実現のため、効率的に機能している。			
第7条 (指針の策定)	里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な条文である。	本条により、指針を定め、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることができ、条例の目的の実現のため有効な効果を発揮している。 ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。	本条例の目的を実現するために、必要となる施策の総合的かつ計画的な推進を図るための手法として、指針の策定、定めるべき内容及び検証方法等が明確にされており、効率的に機能している。			

	見直しの視点(神奈川県条例の見直しに関する要綱第6条、第7条(第4号))					見直し結果	
	必要性	有効性	効率性	基本方針適合性	適法性		
第8条 (里地里山保全等地域の選定等)	里地里山の保全等の取り組みを進めるための仕組みであり、里地里山の施策を実施する観点から必要である。市町村域を超えた地域設定の可能性もあり、その際には県が対応する必要がある。	本条は、条例の目的実現のための手段として、里地里山の保全等を進めるための仕組み及び手続きを定めるものであり、有効な効果を発揮している。	本条は、里地里山の保全等を進めるための仕組み及び手続きを定めているもので、条例の目的の実現のため効率的に機能している。				
第9条 (里地里山活動協定の認定)	里地里山の保全等の活動を継続的に行うため、活動団体と土地所有者等との合意を協定という形で残すことが必要である。県の認定を受けられることで、土地所有者も安心して協定を締結できるという効果があるため、県が協定を認定するという仕組みは必要である。	本条は、条例の目的実現のための手段として、里地里山の保全等を進めるための仕組み、手続きを定めているものである。さらには、条例の基本理念に従った活動となるよう仕組みが具体化されたものであり、有効な効果を発揮している。	本条は、里地里山の保全等を進めるための仕組み及び手続きを定めているもので、条例の基本理念に従った活動となるよう仕組みが具体化されたものであり、条例の目的の実現のため効率的に機能している。				
第10条 (認定里地里山活動協定の変更)	第9条の認定協定も、様々な事情により変更されることが想定され、必要な条文である。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を変更するための手続きを定めており、有効な効果を発揮している。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を変更するための手続きを定めており、効率的に機能している。				
第11条 (認定里地里山活動協定の廃止)	土地所有者の死亡等により協定が廃止されるケースがあり、必要な条文である。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を廃止するための手続きを定めており、有効な効果を発揮している。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を廃止するための手続きを定めており、効率的に機能している。				
第12条 (認定里地里山活動協定の認定の取消し)	取消しに至った事例はないが、こうしたケースが起こる可能性があるため、必要な条文である。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を取り消すための手続きを定めており、有効な効果を発揮している。	第9条により認定を受けた里地里山活動協定を取り消すための手続きを定めており、効率的に機能している。				
第13条 (認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)	里地里山の保全等の活動には少なからず経費がかかる(燃料代、保険代など)。活動団体が自らその資金を得るのは難しく、その活動を継続していくために県からの支援が必要な状況となっている。従って必要な条文である。	協定の認定を受けた活動団体に対し、活動を支援するために必要な措置を講ずるものとしており、これに基づき補助事業も行われている。継続した活動による条例の目的実現のために、有効な効果を発揮している。	協定の認定を受けた活動団体に対し、活動を支援するために必要な措置を講ずるものとしており、これに基づき補助事業も行われている。継続した活動による条例の目的実現のために、効率的に機能している。				
第14条 (報告又は資料の提出)	第9条の認定に必要な添付書類以外に参考資料を求めることがあり、本条例の遂行のために必要な条文である。	条例の施行に必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることが出来るとしており、条例の目的達成のために有効な効果を発揮している。	条例に必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることが出来るとしており、効率的に機能している。				
第15条 (委任)	条例の施行に際し必要な事項は規則で定めるとしてあり、必要である。	(一)	条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとしてあり、効率的に機能している。				
附則1	(一)	(一)	(一)				
附則2	里地里山条例に関する社会状況の変化に対応するため、条例見直しやそのタイミングについての定めは必要である。	条例施行の日から5年を経過するごとに見直しを行う旨を定めており、社会経済情勢の変化に対応し、条例の目的を実現するために有効な効果を発揮している。	見直しを行う周期を明記しており、効率的である。				

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書（素案）

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例				
条例番号	平成19年神奈川県条例第61号	法規集	第9編第2章第5節		
所管室課	環境農政局農水産部農地課				
条例の概要	<p>里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定め、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とするものである。</p>				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取り組みは、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していくことが重要であり、取り組みをより一層促進するため本条例は必要である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>条例に指針の策定が定められ、条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開し、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効な効果を発揮している。</p> <p>ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きが示され、選定及び認定が進んでおり、効率的に機能している。</p>			

	<p>基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。</p>	<p>「かながわランドデザイン第3期実施計画」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」に里地里山の保全等の促進が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。</p>	
	<p>適法性 憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例で定める規約は、土地所有者等や県民の責務を定めた努力規程や里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定についての規程があり、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なもので、憲法や法令に抵触するものではない。</p>	
	<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">理由等</p> <p>現行条例の施行上の課題はなく、現時点では改正・廃止の必要はない。ただし、その運用（指針等）については改善を検討する必要がある。</p>	